

○国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程等に基づく公開講座講習料等の運用に関する申合せ

(令和4年3月11日学長裁定)

国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第65号。以下「費用規程」という。）に基づく公開講座講習料及び国立大学法人上越教育大学不動産貸付料算定基準（平成18年学長裁定。以下「不動産貸付料基準」という。）に基づく不動産貸付料の運用について、次のとおり定める。

- 1 次の各号に掲げる者は、費用規程第17条第1項ただし書に規定する学長が認めた者とする。
 - (1) 上越教育大学振興協力会（以下「振興協力会」という。）に個人として加入している会員（以下「個人会員」という。）については、当該者
 - (2) 振興協力会に法人等の団体として加入している会員（以下「法人会員」という。）については、当該法人会員に在籍する者
- 2 国立大学法人上越教育大学固定資産管理規程（平成16年規程第63号）第11条に規定する不動産の貸付により、振興協力会の法人会員が社員研修や地域住民を対象とした講演会及び研究会で使用（営利目的の活動を除く。）するときは、不動産貸付料基準第5項第3号の規定を適用するものとする。

附 記

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。